



# 島根県報

平成24年6月19日（火）

第2,402号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更 (会 計 課) 2

**【公 告】**

河川法の規定による簡易代執行の実施 (河 川 課) 2

**【特定調達公告】**

モニタリングステーション3基の調達に係る一般競争入札の実施 (原子力安全対策課) 3

**【教委告示】**

博物館登録原簿への登録 (文 化 財 課) 5

**告 示****島根県告示第387号**

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成24年6月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の住所	売りさばき人の住所
950	益田市駅前町15番1号 西いわみ農業協同組合 代表理事組合長 橋本 正嗣	鹿足郡津和野町後田口64番地2 西いわみ農業協同組合津和野支所 鹿足郡吉賀町柿木村柿木565番地 西いわみ農業協同組合柿木支所	益田市駅前町15番1号	益田市駅前町25番5号

**公 告**

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成24年7月16日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 河川名**

二級河川堀川水系堀川（出雲市大社町修理免及び杵築南地内）

**2 当該措置を命ずべき者**

次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者

- 宇迦橋下流約30メートルの左岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- 宇迦橋下流約80メートルの左岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- ご縁橋上流約50メートルの右岸に係留されている船舶及びその他附属物一式
- ご縁橋上流約60メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- ご縁橋上流約140メートルの右岸に係留されている船舶及びその他附属物一式
- 宇迦橋下流約110メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- 宇迦橋下流約120メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- 宇迦橋上流約20メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- 宇迦橋上流約120メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- 宇迦橋上流約160メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- 神光寺橋下流約70メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式

**3 当該措置の内容**

当該船舶及び係留施設等を河川区域外に除却すること。

**4 当該措置を行うべき理由**

当該船舶、係留施設及びその他附属物が河川法第24条及び第26条の規定に違反しているため

## 5 本件に関する問合せ先

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一グループ 電話 0853-30-5632

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成24年6月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名及び数量

モニタリングステーション 3基

## (2) 入札案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 納入期限

平成25年1月31日

## (4) 設置場所

島根県出雲市今市町70番地 出雲市役所本庁舎南側公園敷地内

島根県安来市今津町532番地3 安来市学習訓練センター敷地内

島根県雲南市大東町大東1034番地1 大東健康福祉センター敷地内

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格名簿の営業種目（大分類「4 機械器具類」中分類「(3) 理化学機器」）に登録された者であること。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 入札説明書に示す入札参加資格確認申請書その他の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

## 3 入札手続等

## (1) 入札説明書の交付

## ア 交付期間

平成24年6月19日から7月13日まで

（交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）

## イ 交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部原子力安全対策課原子力安全対策グループ

電話0852-22-5278

## (2) 入札説明会

実施しない。

## (3) 確認書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる入札参加資格確認申請書その他の書類を次のとおり提出すること。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## ア 提出方法

持参又は郵送

## イ 提出期限

平成24年7月17日 午後5時

## ウ 提出場所

(1)イの場所

## (4) 入札書の提出

入札参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書を提出すること。

## ア 提出方法

持参又は郵送

## イ 提出期限

平成24年7月30日 午後1時30分

(ただし、郵送の場合は、平成24年7月30日午前9時までに到着していること。)

## ウ 提出場所

平成24年7月30日午後1時までは(1)イの場所とし、それ以降は(5)イの場所とする。

## (5) 開札

## ア 日時

平成24年7月30日 午後1時30分

## イ 場所

島根県庁 会議棟第4会議室

## 4 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

## (4) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

なお、本契約は島根県議会の議決を必要とするため、落札者の決定時には仮契約を締結するものとし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Monitoring Station, 3 set

(2) Delivery period : 31 January 2013

(3) Time-limit for tender : 13 : 30 30 July 2012 (Tenders submitted by mail : 9 : 00 30 July 2012)

(4) Information regarding tender : Nuclear Power Safety Policy Division Shimane Prefectural Government,

1 Tono-machi Matsue-shi Shimane-ken 690-8501 Japan, Tel 0852-22-5278

## 教 育 委 員 会 告 示

### 島根県教育委員会告示第4号

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により、平成24年6月19日博物館登録原簿に次のとおり記載した。

平成24年6月19日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

登録番号	設置者の名称	博物館の名称	博物館の所在地
第20号	松江市	松江歴史館	松江市殿町279番地